

○三世代住宅加算に係る「住宅性能の要件」について

- ① 三世代住宅内の床の段差は、次に掲げる部分を除き、5 mm以内とすること。
 - ア 玄関又はバルコニーの出入口
 - イ 玄関の上がりかまち
 - ウ 階段
 - エ 押入れ又は納戸
 - オ ロフト又はコーナー和室
 - カ 手すりが設置されている段差
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、これらに相当するものと認められる部分
- ② 三世代住宅内の玄関等の上がりかまち部分には手すりを設置すること。ただし、上がりかまち部の昇降又は靴の着脱のために使用することができる固定された棚等で、手すりの代わりになるものが設置されている場合は、当該部分に手すりを設置しないことができる。
- ③ 三世代住宅の玄関アプローチ部分に2段以上の段差がある場合は手すりを設置すること。
- ④ 三世代住宅の玄関等の外部からの出入りをする部分は、外部側に照明を設置すること。
- ⑤ 三世代住宅内の階段には、連続して手すりを設置すること。ただし、構造上、連続して手すりを設置することができない場合は、I型手すりその他の同等の昇降の補助機能を有するものを設置することができる。
- ⑥ 三世代住宅内の浴槽の出入り、浴槽内の立ち座り、姿勢保持及び洗い場の立ち座りのための手すりを2本以上設置すること。
- ⑦ 三世代住宅内の便所に手すりを設置すること。
- ⑧ ②から⑦までの手すりは、握りやすい形状で安全を確保することができるものとする。